

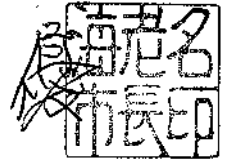


海老名市市税条例及び海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3 月 31 日

海老名市長

内 野



海老名市条例第 17 号

海老名市市税条例及び海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(海老名市市税条例の一部改正)

第1条 海老名市市税条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条中「の種別割（以下「種別割」という。）」を削る。

第39条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第40条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「法第443条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第40条の3から第40条の5までを削る。

第41条（見出しを含む。）及び第42条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第43条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第44条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第45条第3項中「第443条第3項ただし書」を「第443条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第58条第1項第3号中「第40条の4又は」を削る。

附則第11条の見出し中「及び法附則第15条の9の3」を「、法附則第15条の9の3及び法附則第15条の11」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号二」を「附則第15条第2

4項第1号二」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第8項から第10項までを削り、同条第11項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第12項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第13項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第14項を第11項とし、第15項を第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第12条中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第13条中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条の2 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成

18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項中「に掲げる」を「の適用を受ける」に、「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第4項を削る。

附則第16条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「前条第2項から第4項まで」を「前条第2項又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第17条から第21条までを削り、附則第22条を附則第17条とし、附則第23条を附則第18条とする。

(海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(平成19年条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名中「種別割の」を削る。

第1条中「の種別割（以下「種別割」という。）」を削る。

第2条中「種別割」を「軽自動車税」に、「第446条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法により」を「第451条第3項の規定により、証紙徴収の方法によって」に改める。

第3条第1項中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税種別割証紙」を「軽自動車税証紙」に、「当該種別割」を「当該軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第4条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第1号様式中「軽自動車税種別割証紙」を「軽自動車税証紙」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の海老名市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分及び第2条の規定による改正後の海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和8年3月31日

海老名市長

内野



海老名市条例第18号

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和8年条例第 号）の一部を次のように改正する。

第3条に1項を加える改正規定中「額とする」の次に「。ただし、当該加算した額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、その額とする」を加える。

第24条第1項の改正規定中「得た額」の次に「（当該減額して得た額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、その額）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

海老名市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月31日

海老名市長

内 野



## 海老名市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

海老名市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 市条例第14条第4項（市条例第21条第3項（市条例第24条後段において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則で定める方法は、市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（市条例第14条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第15条第2項中「第4条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第18条中「第15条」を「第15条第1項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。



海老名市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 31 日

海老名市長

内野



海老名市規則第 25 号

## 海老名市市税条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市市税条例施行規則（平成30年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市告示第64号

下記の自動車臨時運行許可番号標番号は、失効とする。

記

相模55-72海老名

令和8年3月31日

海老名市長 内野





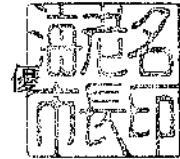
海老名市告示第 65 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市道の路線区域を変更する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において令和 8 年 4 月 1 日から 2 週間一般の縦覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日には縦覧できません。）

令和 8 年 3 月 31 日

海老名市長 内 野





## 区域変更

整理 番号	道路の 種 類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)	
					変更前	変更後
12	市道	22	東柏ヶ谷六丁目1438番11地先 ┆	45.60	5.90	5.94
			東柏ヶ谷六丁目1440番7地先		┆	┆
13	市道	24	東柏ヶ谷二丁目1757番9地先 ┆	46.15	6.68	6.88
			東柏ヶ谷一丁目1772番2地先		┆	┆
14	市道	47	門沢橋五丁目2194番1地先 ┆	18.99	6.40	6.40
			門沢橋五丁目983番14地先		┆	┆
15	市道	48	中野二丁目739番2地先 ┆	64.85	8.83	8.83
			中野二丁目734番3地先		┆	┆
16	市道	49	社家字小町1番1地先 ┆	817.89	4.50	3.50
			中野一丁目420番1地先		┆	┆
17	市道	58	上郷一丁目338番3地先 ┆	27.86	6.20	6.35
			上郷一丁目47番2地先		┆	┆
18	市道	59	上郷字新川729番2地先 ┆	53.10	6.92	7.73
			上郷字新川741番2地先		┆	┆
19	市道	60	上郷一丁目126番10地先 ┆	42.54	10.52	10.51
			上郷一丁目125番12地先		┆	┆
20	市道	201	国分北一丁目2946番1地先 ┆	11.45	1.90	1.98
			国分北一丁目2947番地先		┆	┆
21	市道	210	上今泉二丁目1486番8地先 ┆	89.89	3.81	3.66
			上今泉二丁目1472番10地先		┆	┆
22	市道	227	下今泉四丁目309番地先 ┆	72.04	2.60	2.60
			下今泉四丁目328番地先		┆	┆

## 区域変更

整理 番号	道路の 種 類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)	
					変更前	変更後
23	市道	229	下今泉四丁目301番1地先	58.97	3.15	3.15
			下今泉四丁目349番地先		3.25	4.09
24	市道	232	下今泉三丁目121番2地先	41.87	5.12	5.47
			下今泉三丁目196番1地先		6.78	6.63
25	市道	245	上郷三丁目2776番7地先	38.39	3.77	3.77
			上郷三丁目2663番2地先		4.02	4.02
26	市道	294	上郷一丁目251番3地先	17.50	1.82	1.97
			上郷一丁目251番1地先		2.92	2.91
27	市道	295	上郷一丁目114番1地先	22.63	3.36	3.36
			上郷一丁目127番5地先		3.41	4.06
28	市道	310	上郷字堂場前392番地先	20.65	2.29	2.29
			上郷一丁目373番1地先		2.56	2.56
29	市道	360	河原口三丁目126番2地先	43.71	10.47	4.74
			河原口三丁目151番2地先		17.03	5.32
30	市道	387	河原口一丁目2398番地先	69.94	3.61	6.46
			中新田字一番河原3288番238地先		22.62	22.62
31	市道	387	河原口一丁目2428番1地先	68.36	5.49	5.49
			河原口一丁目2422番2地先		39.52	9.63
32	市道	392	中新田二丁目271番3地先	30.88	2.76	2.76
			中新田二丁目269番4地先		3.80	4.37
33	市道	396	中新田二丁目180番3地先	29.71	3.10	3.10
			中新田二丁目201番2地先		3.20	4.24

## 区域変更

整理 番号	道路の 種 類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)	
					変更前	変更後
34	市道	399	中新田二丁目212番7地先 )	20.13	4.18	4.05
			中新田二丁目795番1地先		6.68	6.67
35	市道	403	中新田字上ヶ見395番2地先 )	75.16	11.10	11.10
			中新田字七町田407番2地先		11.62	12.00
36	市道	404	中央三丁目1439番2地先 )	123.48	9.00	9.00
			中央三丁目1447番2地先			16.28
37	市道	416	河原口字八反町1605番2地先 )	204.51	10.80	11.06
			河原口字相沢1385番2地先		31.09	31.09
38	市道	428	中新田五丁目2090番11地先 )	14.18	4.50	4.50
			中新田五丁目2094番4地先		4.56	
39	市道	453	大谷字清水前524番3地先 )	83.48	3.40	3.40
			大谷字清水前554番1地先		8.35	8.35
40	市道	455	大谷字清水前562番1地先 )	68.02	3.08	3.08
			大谷字清水前585番1地先		3.11	3.11
41	市道	459	今里字調布645番地先 )	51.28	3.75	3.75
			杉久保字池向534番2地先		8.25	8.25
42	市道	466	杉久保字池向510番地先 )	47.21	3.70	3.70
			杉久保字池向522番2地先		8.31	8.31
43	市道	469	今里二丁目1010番11地先 )	53.54	7.39	7.73
			今里二丁目1002番1地先		7.61	8.19
44	市道	475	中新田四丁目1394番6地先 )	128.44	4.00	5.34
			中新田四丁目1369番15地先		10.44	10.44

## 区域変更

整理 番号	道路の 種 類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)	
					変更前	変更後
45	市道	495	社家字宜山3688番地先 }	52.74	2.46	2.42
			社家字宇治山3389番4地先		}	4.20
46	市道	512	社家字初雁680番1地先 }	220.58	5.30	5.48
			社家字初雁522番2地先		}	8.81
47	市道	520	本郷字神崎5715番1地先 }	63.11	3.00	2.96
			本郷字神崎5714番1地先		}	5.00
48	市道	533	大谷南一丁目543番3地先 }	175.36	2.00	3.98
			大谷字清水前512番6地先		}	3.00
49	市道	534	大谷字清水前546番1地先 }	188.60	1.96	1.30
			大谷字流495番6地先		}	2.06
50	市道	571	中野二丁目320番1地先 }	228.17	4.66	7.05
			中野二丁目635番地先		}	11.36
51	市道	573	中野一丁目19番2地先 }	143.95	4.15	4.20
			中野一丁目9番10地先		}	9.41
52	市道	577	中野一丁目382番5地先 }	56.38	5.02	5.02
			中野一丁目386番2地先		}	8.95
53	市道	578	中野二丁目824番3地先 }	76.03	7.10	9.01
			中野二丁目824番3地先		}	7.16
54	市道	607	門沢橋三丁目1067番33地先 }	29.59	3.92	3.99
			門沢橋三丁目1068番8地先		}	4.13
55	市道	612	大谷字清水前513番1地先 }	78.88	1.00	1.00
			大谷字清水前520番1地先		}	

## 区域変更

整理 番号	道路の 種 類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)	
					変更前	変更後
56	市道	616	本郷字五反田1697番1地先 }	24.02	5.45	5.45
			本郷字下河内5144番1地先		}	5.57
57	市道	632	門沢橋三丁目1067番52地先 }	15.62	3.72	2.99
			門沢橋三丁目1060番4地先		}	4.53
58	市道	712	本郷字新宿250番1地先 }	224.51	1.80	1.73
			本郷字新宿44番地先		}	3.50
59	市道	715	本郷字新宿190番1地先 }	374.25	0.50	3.78
			本郷字新宿209番5地先		}	7.40
60	市道	842	杉久保南一丁目1000番地先 }	32.19	2.43	2.43
			杉久保南一丁目987番地先		}	5.95
61	市道	911	大谷南四丁目3160番4地先 }	71.74	4.00	4.00
			大谷南四丁目3160番4地先		}	4.97
62	市道	1015	大谷北三丁目3790番4地先 }	20.48	1.82	2.90
			大谷北三丁目3788番4地先		}	4.11
63	市道	1030	国分南三丁目987番2地先 }	40.23	3.30	3.07
			国分南三丁目14番3地先		}	4.05
64	市道	1040	国分南三丁目995番2地先 }	38.89	1.00	1.84
			国分南三丁目995番2地先		}	5.60
65	市道	1115	国分南一丁目3247番8地先 }	58.20	1.97	1.97
			国分南一丁目1869番1地先		}	2.74
66	市道	1160	柏ヶ谷一丁目991番地先 }	51.00	2.93	2.93
			柏ヶ谷一丁目980番11地先		}	5.55



## 区域変更

整理 番号	道路の 種 類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)	
					変更前	変更後
78	市道	1884	門沢橋三丁目1067番9地先 ┆	74.93	5.12	5.13
			門沢橋三丁目1067番9地先		┆	5.45
79	市道	1884	門沢橋三丁目1067番9地先 ┆	69.08	16.55	4.93
			門沢橋三丁目1067番9地先		┆	9.59
80	市道	1889	めぐみ町474番4の一部 ┆	7.98	7.13	9.62
			めぐみ町474番9地先			
81	市道	1900	門沢橋三丁目1067番33地先 ┆	27.50	18.50	5.12
			門沢橋三丁目1067番33地先		┆	11.26
82	市道	1934	浜田町字12番7地先 ┆	48.32	4.25	4.52
			浜田町字12番4地先		┆	9.08
83	市道	2074	めぐみ町474番8地先 ┆	56.87	7.51	2.00
			めぐみ町474番4地先		┆	5.34
84	市道	2444	中野一丁目387番5地先 ┆	56.71	7.96	7.98
			中野一丁目387番2地先		┆	12.45
85	市道	2518	中野一丁目5番12地先 ┆	50.53	4.00	3.89
			中野一丁目5番12地先		┆	6.57
86	市道	2519	中野一丁目5番11地先 ┆	40.35	4.00	4.00
			中野一丁目5番1地先		┆	9.07
87	市道	2620	柏ヶ谷字峰下386番20地先 ┆	86.70	6.00	6.00
			柏ヶ谷字峰下386番20地先		┆	10.27
88	市道	2621	柏ヶ谷字峰下386番20地先 ┆	75.82	6.00	6.00
			柏ヶ谷字峰下385番地先		┆	25.06

## 区域変更

整理 番号	道路の 種 類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)	
					変更前	変更後
89	市道	2671	上郷字新川695番3地先 }	657.26	7.01	6.55
			上郷字大田切465番1地先		51.00	51.00
90	市道	2714	中野字鴻敷2309番1地先 }	33.04	2.21	2.21
			社家字小町4587番1地先		2.55	2.60
91	市道	2717	中野字桜野2309番3地先 }	70.01	5.18	5.18
			社家字小町4587番1地先		5.40	9.25
92	市道	2771	大谷北三丁目3748番2地先 }	60.92	5.50	5.50
			大谷北三丁目3729番11地先		8.04	8.04
93	市道	2774	河原口字相沢1363番1地先 }	60.01	3.36	6.00
			河原口字相沢1368番1地先		3.41	12.03
94	市道	2775	中新田二丁目166番1地先 }	47.34	9.99	6.01
			中新田二丁目166番1地先		10.10	18.07
95	市道	2776	大谷南一丁目571番1地先 }	32.92	3.61	3.61
			大谷南一丁目573番1地先		3.79	3.79
96	市道	2777	柏ヶ谷五丁目302番5地先 }	26.09		6.02
			柏ヶ谷五丁目302番5地先			14.38
97	市道	2778	上今泉六丁目364番1地先 }	34.32		5.97
			上今泉六丁目360番地先			17.98
98	市道	2779	社家字宜山3948番1地先 }	68.12		4.61
			社家字宜山3952番1地先			8.64
99	市道	2780	中新田二丁目311番4地先 }	182.54		13.00
			中新田二丁目255番1地先			21.65

## 区域変更

整理 番号	道路の 種 類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)	
					変更前	変更後
100	市道	2781	中新田二丁目258番地先 } 中新田二丁目263番地先	101.00		6.00 } 10.24
101	市道	2782	中新田二丁目314番1地先 } 中新田二丁目315番1地先	17.31		3.00
102	市道	2783	中新田二丁目316番1地先 } 中新田二丁目267番地先	374.87		5.62 } 10.24
103	市道	2784	中新田二丁目279番地先 } 中新田二丁目274番2地先	224.44		6.00 } 10.24
104	市道	2785	中新田二丁目318番1地先 } 中新田二丁目275番地先	76.90		6.00 } 10.24
105	市道	2786	中新田二丁目274番2地先 } 中新田二丁目263番地先	96.03		5.64 } 10.24
106	市道	2787	中新田二丁目217番地先 } 中新田二丁目264番地先	107.05		6.00 } 10.26
107	市道	2788	中新田二丁目266番地先 } 中新田二丁目269番地先	43.61		6.00 } 10.24
108	市道	2789	中新田二丁目266番地先 } 中新田二丁目267番地先	43.03		6.00 } 10.24
109	市道	2790	中新田二丁目268番地先 } 中新田二丁目223番地先	64.80		6.00 } 10.24
110	市道	2791	中新田二丁目215番地先 } 中新田二丁目266番地先	55.89		6.00 } 10.26
111	市道	2792	中新田二丁目213番1地先 } 中新田二丁目214番地先	31.00		3.00



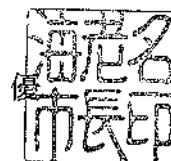
海老名市告示第 66 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市道の路線の供用を令和 8 年 4 月 1 日より開始する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において令和 8 年 4 月 1 日から 2 週間一般の縦覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日には縦覧できません。）

令和 8 年 3 月 31 日

海老名市長 内 野





## 供用開始

整理番号	道路の種類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)
12	市道	22	東柏ヶ谷六丁目1438番11地先	45.60	5.94
			東柏ヶ谷六丁目1440番7地先		10.75
13	市道	24	東柏ヶ谷二丁目1757番9地先	46.15	6.88
			東柏ヶ谷一丁目1772番2地先		7.99
14	市道	47	門沢橋五丁目2194番1地先	18.99	6.40
			門沢橋五丁目983番14地先		6.70
15	市道	48	中野二丁目739番2地先	64.85	8.83
			中野二丁目734番3地先		9.01
16	市道	49	社家字小町1番1地先	817.89	3.50
			中野一丁目420番1地先		10.66
17	市道	58	上郷一丁目338番3地先	27.86	6.35
			上郷一丁目47番2地先		6.39
18	市道	59	上郷字新川729番2地先	53.10	7.73
			上郷字新川741番2地先		11.05
19	市道	60	上郷一丁目126番10地先	42.54	10.51
			上郷一丁目125番12地先		16.16
20	市道	201	国分北一丁目2946番1地先	11.45	1.98
			国分北一丁目2947番地先		4.04
21	市道	210	上今泉二丁目1486番8地先	89.89	3.66
			上今泉二丁目1472番10地先		7.51
22	市道	227	下今泉四丁目309番地先	72.04	2.60
			下今泉四丁目328番地先		3.18



## 供用開始

整理番号	道路の種類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)
34	市道	399	中新田二丁目212番7地先	20.13	4.05
			中新田二丁目795番1地先		6.67
35	市道	403	中新田字上ヶ見395番2地先	75.16	11.10
			中新田字七町田407番2地先		12.00
36	市道	404	中央三丁目1439番2地先	123.48	9.00
			中央三丁目1447番2地先		16.28
37	市道	416	河原口字八反町1605番2地先	204.51	11.06
			河原口字相沢1385番2地先		31.09
38	市道	428	中新田五丁目2090番11地先	14.18	4.50
			中新田五丁目2094番4地先		
39	市道	453	大谷字清水前524番3地先	83.48	3.40
			大谷字清水前554番1地先		8.35
40	市道	455	大谷字清水前562番1地先	68.02	3.08
			大谷字清水前585番1地先		3.11
41	市道	459	今里字調布645番地先	51.28	3.75
			杉久保字池向534番2地先		8.25
42	市道	466	杉久保字池向510番地先	47.21	3.70
			杉久保字池向522番2地先		8.31
43	市道	469	今里二丁目1010番11地先	53.54	7.73
			今里二丁目1002番1地先		8.19
44	市道	475	中新田四丁目1394番6地先	128.44	5.34
			中新田四丁目1369番15地先		10.44





## 供用開始

整理番号	道路の種類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)
67	市道	1403	社家字宇治山3618番1地先 }	52.67	4.43 }
			社家字小町4587番1地先		8.03
68	市道	1408	社家字小町1番1地先 }	60.21	2.45 }
			中野一丁目3番2地先		2.72
69	市道	1412	中野一丁目36番1地先 }	33.31	2.73 }
			中野一丁目378番1地先		2.77
70	市道	1426	門沢橋四丁目950番3地先 }	20.28	0.87 }
			門沢橋四丁目948番2地先		0.94
71	市道	1486	大谷南四丁目3159番1地先 }	11.52	1.39 }
			大谷南四丁目3143番地先		1.61
72	市道	1600	東柏ヶ谷三丁目1826番3地先 }	16.47	5.69 }
			東柏ヶ谷三丁目1844番7地先		5.71
73	市道	1610	中河内字中道1197番1地先 }	8.72	1.85 }
			中河内字中道1184番1地先		2.01
74	市道	1695	中野一丁目2番2地先 }	24.03	2.75 }
			中野一丁目5番13地先		8.06
75	市道	1836	東柏ヶ谷四丁目1894番3地先 }	32.82	4.32 }
			東柏ヶ谷四丁目1894番3地先		4.47
76	市道	1843	社家字初雁522番1地先 }	18.17	4.23 }
			社家字初雁522番2地先		6.23
77	市道	1845	社家字初雁583番地先 }	14.52	6.77 }
			社家字初雁881番1地先		9.31

## 供用開始

整理番号	道路の種類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)
78	市道	1884	門沢橋三丁目1067番9地先 ┆ 門沢橋三丁目1067番9地先	74.93	5.13 ┆ 5.45
79	市道	1884	門沢橋三丁目1067番9地先 ┆ 門沢橋三丁目1067番9地先	69.08	4.93 ┆ 9.59
80	市道	1889	めぐみ町474番4の一部 ┆ めぐみ町474番9地先	7.98	9.62
81	市道	1900	門沢橋三丁目1067番33地先 ┆ 門沢橋三丁目1067番33地先	27.50	5.12 ┆ 11.26
82	市道	1934	浜田町字12番7地先 ┆ 浜田町字12番4地先	48.32	4.52 ┆ 9.08
83	市道	2074	めぐみ町474番8地先 ┆ めぐみ町474番4地先	56.87	2.00 ┆ 5.34
84	市道	2444	中野一丁目387番5地先 ┆ 中野一丁目387番2地先	56.71	7.98 ┆ 12.45
85	市道	2518	中野一丁目5番12地先 ┆ 中野一丁目5番12地先	50.53	3.89 ┆ 6.57
86	市道	2519	中野一丁目5番11地先 ┆ 中野一丁目5番1地先	40.35	4.00 ┆ 9.07
87	市道	2620	柏ヶ谷五丁目386番20地先 ┆ 柏ヶ谷五丁目386番20地先	86.70	6.00 ┆ 10.27
88	市道	2621	柏ヶ谷五丁目386番20地先 ┆ 柏ヶ谷五丁目385番地先	75.82	6.00 ┆ 25.06

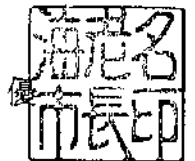


海老名市告示第 67 号

海老名市環境保全条例（昭和 50 年条例第 12 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された自然緑地保全区域等の指定期間について、次のとおり更新を行うので、同条例第 16 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

海老名市長 内 野



1 指定期間を更新する自然緑地保全区域

指定番号	所在地	主要な樹木	面積
6	海老名市国分北四丁目 4041	ナラ,クヌギ	3,537 m <sup>2</sup>
9	海老名市国分南四丁目 1351,1353	ナラ,クヌギ	1,624.57 m <sup>2</sup>
12	海老名市国分北二丁目 3877-1,3879-1,3881-1,3881-2(2)	ナラ,クヌギ, スギ	1,887.34 m <sup>2</sup>
14	海老名市上今泉一丁目 3955	タケ	1,830 m <sup>2</sup>
17	海老名市国分南四丁目 1352	ナラ,クヌギ	1,066.24 m <sup>2</sup>
22	海老名市大谷南五丁目 4662-2	マツ,サワラ	563 m <sup>2</sup>
27	海老名市下今泉三丁目 376	タケ,ケヤキ	2,138 m <sup>2</sup>
29	海老名市柏ヶ谷六丁目 719-1,726-5,726-9	ナラ,クヌギ	2,272 m <sup>2</sup>
30	海老名市柏ヶ谷六丁目 733-1,741	ナラ,クヌギ	4,475 m <sup>2</sup>
31	海老名市柏ヶ谷六丁目 722,723	スギ	945 m <sup>2</sup>
40	海老名市杉久保南一丁目 928	タケ	680 m <sup>2</sup>
41	海老名市杉久保南一丁目 1005-1	タケ,クヌギ	2,949 m <sup>2</sup>
43	海老名市杉久保北三丁目 1509	ナラ,クヌギ	1,757 m <sup>2</sup>
47	海老名市杉久保北一丁目 819-1,820-1	ナラ,クヌギ	2,006 m <sup>2</sup>
49	海老名市杉久保北四丁目 1673-1,1673-2,1665-1,1678-1,1678-2	スギ,カシ	3,292 m <sup>2</sup>
50	海老名市杉久保北三丁目 1263-1	スギ,ヒノキ	1,356 m <sup>2</sup>
71	海老名市大谷南二丁目 3489-1	スギ	1,278 m <sup>2</sup>

73	海老名市大谷南二丁目 3484-1,3483-1	スギ	990 m <sup>2</sup>
74	海老名市大谷北二丁目 3988-1,3987-2-2	タケ	928 m <sup>2</sup>
76	海老名市上今泉一丁目 872-1,878,875,876	クヌギ,ケヤキ	2,316 m <sup>2</sup>
118	海老名市大谷南二丁目 3719,3715	ケヤキ,タケ, ナラ	1,229 m <sup>2</sup>

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 2 指定期間を更新する自然緑地保存樹木

指定番号	所在地	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
4	海老名市大谷北 3-12-11	ヒマラヤスギ	10.0m	1.65m	6.0m	28.3 m <sup>2</sup>
5	海老名市大谷北 2-10-67	タブノキ	18.0m	2.8m	14.0m	153.9 m <sup>2</sup>
9	海老名市大谷南 2-3-18	シイノキ	10.0m	2.3m	15.0m	176.6 m <sup>2</sup>
11	海老名市中新田 1-9-11	シイノキ	12.0m	2.85m	12.0m	113.0 m <sup>2</sup>
13	海老名市上今泉 3-3-42	カシ	12.0m	2.3m	11.0m	94.9 m <sup>2</sup>
14	海老名市上今泉 1-22-6	ヒバ	11.0m	1.8m	7.0m	38.5 m <sup>2</sup>
17	海老名市中河内 1168	タブノキ	7.0m	2.0m	4.0m	12.6 m <sup>2</sup>
19	海老名市社家 2-10-14	エノキ	16.0m	2.75m	17.0m	226.9 m <sup>2</sup>
21	海老名市本郷 4556	タブノキ	25.0m	2.8m	17.0m	226.9 m <sup>2</sup>
30	海老名市社家 2-10-14	ケヤキ	20.0m	3.5m	15.0m	176.6 m <sup>2</sup>
32	海老名市上郷 1-2790-1	エノキ	23.0m	3.2m	27.0m	572.3 m <sup>2</sup>
33	海老名市上郷 1-2790-1	ケヤキ	25.0m	2.6m	14.0m	153.9 m <sup>2</sup>

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで



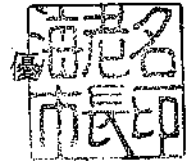
海老名市告示第68号

農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同法第18条第7項の規定により公告する。

令和8年3月31日

海老名市長 内野



※ 詳細は、掲示場で確認してください。

農 用 地 利 用 集 積 等 促 進 計 画 書

令 和 8 年 3 月 3 1 日

海 老 名 市

# 農用地利用集積等促進計画

市町村 海老名市

(1/2)

受付番号	借り手 利用権設定を受ける者	農地中間 管理機構	貸し手 利用権設定をする者	貸し借りする農用地 利用権を設定する農用地				貸し借りの内容等（設定する利用権）						借り手の 農地面積 ㎡	農振地 域内外 の別	備考
				所在 大字・字	地番	現況 地目	地積 ㎡	貸し借り の種類	利用目的	始期	終期	借賃 (円/年)	借賃の支 払方法			
1				社家	302番	田	608	使用 貸借権	水田	令和8年 5月1日	令和8年 12月31日	---	---	106,716.00	農用 地区 域内	新規 認定 農業者
				四丁目	306番		555									
					307番		892									
2				本郷 字池端	4639番	畑	704	使用 貸借権	普通畑	令和8年 5月1日	令和12年 12月31日	---	---	0.00	内	新規
				本郷 字下河内	5057番1		584									
3				上河内	188番1	田	512	賃借権	水田	令和8年 5月1日	令和8年 12月31日	2筆で 10,000	口座振込 ※2	6,389.00	農用 地区 域内	新規
字河内町	185番1	474㎡の うち 128.52														

# 農用地利用集積等促進計画

市町村 海老名市

(2/2)

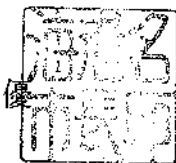
受付番号	借り手 利用権設定を受ける者	農地中間 管理機構	貸し手 利用権設定をする者	貸し借りする農用地 利用権を設定する農用地				貸し借りの内容等 (設定する利用権)						借り手の 農地面積 ㎡	農振地 域内外 の別	備考
				所在 大字・字	地番	現況 地目	地積 ㎡	貸し借り の種類	利用目的	始期	終期	借賃 (円/年)	借賃の支 払方法			
4				本郷 字下河内	5081番1	田	1,405	賃借権	水田	令和8年 5月1日	令和12年 12月31日	2筆で 20,000	口座振込 ※2	0.00	内	新規
					5082番1	畑	1,482		普通畑							
5				本郷 字池端	4755番	田	495	使用 賃借権	水田	令和8年 5月1日	令和12年 12月31日	---	---	5,956.00	内	新規
6				本郷 字五反田	1631番	田	991	使用 賃借権	水田	令和8年 5月1日	令和12年 12月31日	---	---	12,003.00	内	新規 認定 農業者

海老名市告示第 69 号

海老名市環境保全条例（昭和 5 0 年条例第 1 2 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された自然緑地保全区域等の指定期間について、次のとおり更新を行うので、同条例第 1 6 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

海老名市長 内 野



1 指定期間を更新する自然緑地保全区域

指定番号	所在地	主要な樹木	面積
118	海老名市大谷南二丁目 3683-1	クヌギ, ナラ	515 m <sup>2</sup>

指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで



海老名市告示第70号

海老名市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成24年海老名市条例第41号)第14条第2項の規定による検査を行う下記の者から指定機関廃止の届出があったので告示する。

令和8年3月31日

海老名市長 内野



記

登録番号	事業所の名称	小規模貯水槽水道の管理の検査を行う事業所の所在地	小規模貯水槽水道の管理の検査を行う区域
11	一般社団法人 かながわ水・エネルギーサービス	相模原市中央区鹿沼台1丁目9番地15号	海老名市内